

消耗品に関するエレメントを 含む請求項の解釈

—中国最高裁判決の考察を中心として

胡 春豊*、林 軍***



要 約

中国最高裁の司法解釈において、特許の請求項を解釈する際、オールエレメントを原則とする規定が設けられており、しかし、消耗品に関するエレメントを含む請求項に対して、イ号物件において当該消耗品が含まれない場合、当該請求項を如何に解釈すべきであるかについて、関連中国最高裁の判決を考察し、中国における特許の請求項を解釈する際の注意点を検討する。

目次

1. はじめに
2. 使用環境の特徴に関連する規定と課題の提起
3. 中国最高裁の 313 号判決の考察
 3. 1 234 特許について
 3. 2 被告の製品
 3. 3 234 特許侵害に関する 1 審判決
— (2018) 浙 02 民初 953 号
 3. 4 中国最高裁の判決
—中国最高裁の 313 号判決
4. 中国最高裁の 311 号判決の考察
 4. 1 223 特許について
 4. 2 被告の製品
 4. 3 223 特許侵害に関する 1 審判決
— (2018) 浙 02 民初 952 号
 4. 4 中国最高裁の判決
—中国最高裁の 311 号判決
5. 考察
6. 中国における特許の請求項を解釈する際の注意点
7. おわりに

1. はじめに

米国と日本において、消耗品ビジネスを守るために、様々な訴訟活動によって、判例法理の形成を行っている⁽¹⁾。

中国では、消耗品に関する請求項を解釈する際、使用環境の特徴⁽²⁾という中国最高裁の司法解釈と判決における解釈方法を用いたことがあるので、本稿では、関連する司法解釈の規定及び中国裁判所のクレーム解釈方法を確認し、中国における消耗品ビジネスを保護するために、クレームの書き方を検討する。

* 中国弁理士

*** 中国弁理士・中国弁護士

2. 使用環境の特徴に関連する規定と課題の提起

2. 1 中国特許法

第59条の第1項 発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び付属図面は請求項の解釈に用いることができる。

2. 2 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法積（2009）21号）

第7条の第1項 イ号物件が特許権の保護範囲に入っているか否かを判断する際に、裁判所は特許権者が主張する請求項に記載された全ての技術的特徴を審査しなければならない。

2. 3 最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈（二）（法積（2016）1号）

第九条 イ号物件が請求項における使用環境の特徴に限定された使用環境に適用できない場合、裁判所は、イ号物件が特許権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。

2. 4 課題の提起

課題①

法積（2009）21号の第7条の第1項は、請求項を解釈する際のオールエレメントの原則を規定しているが、消耗品のエレメントを含む請求項を解釈する際、当該消耗品のエレメントを如何に解釈すべきであるか。

課題②

法積（2016）1号の第9条は、請求項における使用環境の特徴という文句を設けているが、どのようなイ号物件が当該使用環境の特徴を有するものとして判定すべきであるか。

上記課題①と②について、中国最高裁の（2020）最高法知民終311号判決（本稿では中国最高裁の311号判決という。）と中国最高裁の（2020）最高法知民終313号判決（本稿では中国最高裁の313号判決という。）を通じて考察する。

3. 中国最高裁の313号判決の考察

中国最高裁の313号判決は中国特許ZL20078003234.2（以下、234特許という）に関する特許権侵害訴訟事件の2審判決である。当該事件に関する主な経緯は以下の通りである。

3. 1 234特許について

ALC社は、234特許を有する。当該特許権侵害訴訟において、主な争点となった当該234特許の請求項1と明細書及び図面は以下の通りである。

（1）234特許の請求項1

【請求項1】

1. 粘着剤層（12）を物体（22）の第一表面（24）につけるために用いる機械であって、前記物体（22）は、例えば内側ソールであり、前記第一表面（24）と対向する第2表面（25）を有し、その特徴として、前記機械は、第1の供給装置（11, 13）、第2の供給装置（17, 18）と剥離装置（33）を含み、第1の帯（30）を供給する前記第1の供給装置（11, 13）は、第1の帯（30）の片面において前記粘着剤層（12）を有し、前記粘着剤層（12）の第1の部分（26）を前記物体（22）の前記第1表面（24）に接触させ、第2の帯（32）を提供する前記第2の供給装置（17, 18）は、第2の帯（32）の片面においてカバー層（16）を有し、前記カバー層（16）が前記物体（22）を完全

に覆うことで、前記カバー層（16）の第1の領域部（28）を、前記物体（22）を囲む前記粘着剤層（12）の第2部分（27）に接触させ、且つ、前記カバー層（16）の第2の領域部（29）は前記第2表面（25）に接触し、前記第1の供給装置（11, 13）と前記第2の供給装置（17, 18）との協働によって、前記第1表面（24）に前記粘着剤層（12）の第1の部分（26）を押し、互い粘着させ、且つ、前記粘着剤層（12）の第2部分（27）に前記カバー層（16）の前記第1の領域部（28）を押し、互い粘着させ、前記剥離装置（33）は前記物体（22）から前記カバー層（16）を除去し、前記粘着剤層（12）の前記第2部分（27）と前記物体（22）とを分離する。

(2) 234 特許の明細書

【技術分野】

本発明は、例えば靴のインナーソールという物体の表面に接着剤層を付ける機械及び関連方法である。少なくとも1つの接着面を持つ物体が得られ、当該物体が他の物体（靴）に接着するために用いられることが可能であり、それ以上の仕上げ作業は必要ない。

【発明の概要】

本発明の目的は、物体の表面に接着剤層を付ける機械を提供することである。当該機械は効率的、自動的、高速的なものであり、操作者が少ない操作で運転できるものである。

本発明のさらなる目的は、物体の表面に接着剤層を付ける機械を提供することであり、操作者の高度的な安全性を保証することである。

【実施例】（関連段落のみ抜粋）

第1の帯30は粘着剤層12を含み、粘着剤層12が支持層またはライナー15に用いられ（例えば、塗布）、且つ支持層またはライナー15に支持される。つまり、第1の帯30は両面接着部材であり、第1接着面が支持層15によって保護され、第2の接着面は接着可能である。

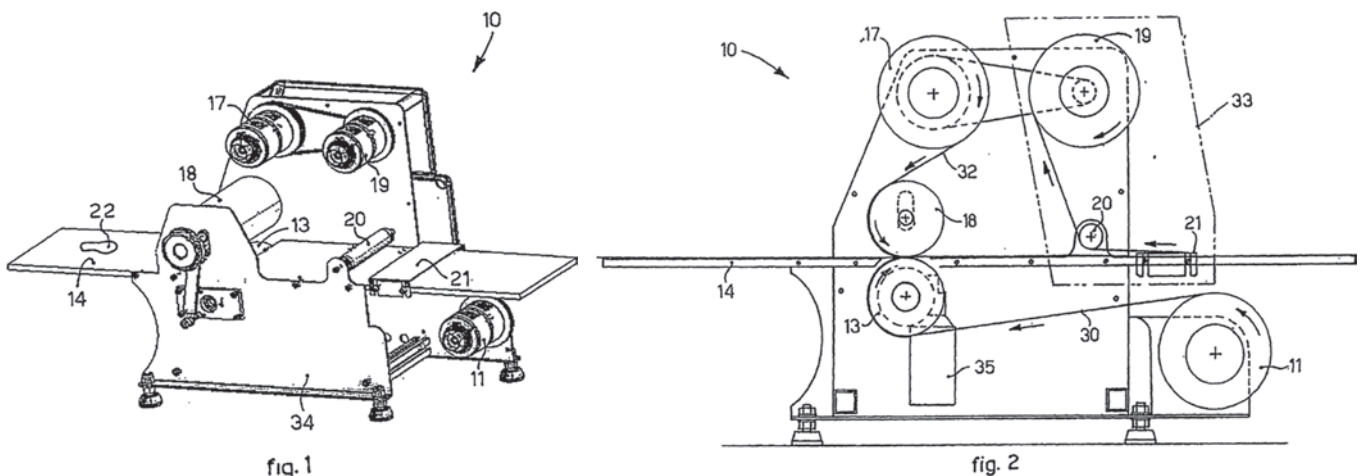
第2の帯32は所謂マスキングテープ（masking tape）であり、しかし除去できる粘着剤を有し、カバー層16を除去させた際、粘着剤が残留しない。

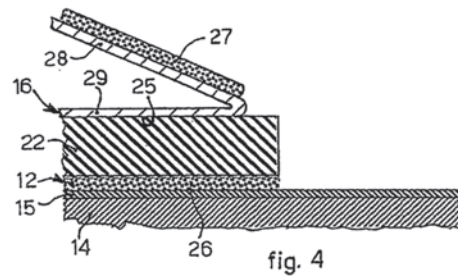
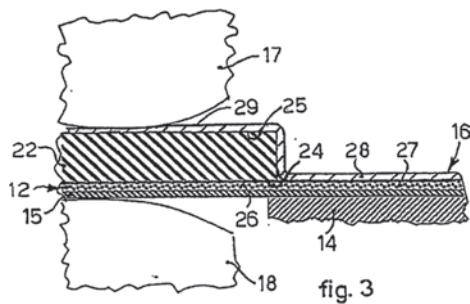
剥離装置33は、プレート21を備えている。当該プレートは支持面14とほぼ平行で、且つ支持面14から所定の高さだけ離れた場所に位置する。第2の帯32と協働し、物体22から第2の帯を切り離す。実施例において、プレート21は第2の帯32を物体の進行方向と反対方向へ方向転換し、約180°に折り曲げる。

ガイドローラー20は、プレート21と巻き取りローラー19との間に配置され、物体22から第2の帯32を回収し、それを巻き取りローラー19に送り返す。

(3) 234 特許の図面

234 特許の図面である図1から図4は以下の通りである。





3. 2 被告の製品

被告である星耕社はインナーソール用のアイロン機械及び「アイロン接着剤」を販売する会社である。

3. 3 234 特許侵害に関する 1 審判決

一 (2018) 浙 02 民初 953 号

(1) 原告 (ALC 社) の主張

ALC 社は公証手続きを経て、星耕社が販売した以下の製品を購入し、1 審裁判所に対して特許権侵害訴訟を提起した。

ALC 社はインナーソール用のアイロン機械及び接着テープと薄膜をイ号物件として購入し、当該インナーソール用のアイロン機械が 234 特許の請求項 1 の権利範囲に含まれる機械であることと主張し、且つ当該接着テープと薄膜はそれぞれ 234 特許の請求項 1 における第 1 の帯と第 2 の帯に該当するものと主張した。

その上、ALC 社は星耕社が販売したインナーソール用のアイロン機械と「アイロン接着剤」が 234 特許を侵害したとして、特許権侵害訴訟を提起した。

(2) 被告 (星耕社) の反論

星耕社は販売したインナーソール用のアイロン機械と 234 特許の請求項 1 との関係について、以下のように主張し、文言侵害と均等侵害にならないこととして反論した。

イ号物件において、234 特許の請求項 1 における「前記物体 (22)」と「剥離装置 (33)」を有しないし、且つ以下の構成要件を含まない。

- ① 「前記粘着剤層 (12) の第 1 の部分 (26) を前記物体 (22) の前記第 1 表面 (24) に接触させ、前記物体 (22) は、前記第一表面 (24) と対向する第 2 表面 (25) を有し」という構成要件
- ② 「第 1 の帯 (30) の片面において前記粘着剤層 (12) を有し、前記粘着剤層 (12) の第 1 の部分 (26) を前記物体 (22) の前記第 1 表面 (24) に接触させ」という構成要件
- ③ 「第 2 の帯 (32) の片面においてカバー層 (16) を有し、前記カバー層 (16) が前記物体 (22) を完全に覆うことで、前記カバー層 (16) の第 1 の領域部 (28) を、前記物体 (22) を囲む前記粘着剤層 (12) の第 2 部分 (27) に接触させ、且つ、前記カバー層 (16) の第 2 の領域部 (29) は前記第 2 表面 (25) に接触し、前記第 1 の供給装置 (11, 13) と前記第 2 の供給装置 (17, 18) との協働によって、前記第 1 表面 (24) に前記粘着剤層 (12) の第 1 の部分 (26) を押し、互い粘着させ、且つ、前記粘着剤層 (12) の第 2 部分 (27) に前記カバー層 (16) の前記第 1 の領域部 (28) を押し、互い粘着させ」という構成要件

(3) 1 審裁判所の判決

① 「前記物体」について

本裁判所は、ALC 社が公証手続きを経て購入した製品において、「前記物体」が含まれないということを考慮した。イ号物件と対比した際、原告は自らインナーソール (前記物体に相当) を持ち込んだので、即ち、イ号物件において、「前記物体」を含まない。これに対して、本裁判所は以下のように判定する。

234 特許の請求項 1 における「前記粘着剤層 (12) の第 1 の部分 (26) を前記物体 (22) の前記第 1 表面 (24) に接触させ、前記物体 (22) は、前記第一表面 (24) と対向する第 2 表面 (25) を有し」という技術的な特徴は実際には当該特許の実施に関する説明である。

靴のインナーソールは通常の製品であり、靴のインナーソールに相当する類似品であれば、通常二つの面がある。係争中の機械は、例え、靴のインナーソールという物体の表面に接着剤層を付けるということに用いれば、当該特徴を備えることになる。被告が「前記物体」(例えば、靴のインナーソール)を販売したか否かによって、本事件の特許侵害判定に影響しない。

②「第 1 の帯と第 2 の帯」について

数回の対比及び機械の運転状況を鑑み、本裁判所は以下のように判定する。

a. ALC 社が公証手続きを経て購入した接着テープは、「第 1 の帯」に相当するものであり、接着テープの片面において粘着剤層を有し、且つ機械が運転する際、接着テープの一部分(即ち、第 1 の部分)が靴のインナーソールの一面(即ち、第 1 表面)に接触する。

b. ALC 社が公証手続きを経て購入したカバー層は、靴のインナーソールを完全に覆うことができる。カバー層の一部分(即ち、第 1 の領域部)を、靴のインナーソールを囲む粘着剤層の他の部分(即ち、第 2 部分)に接触させる。

c. 機械が運転する際、靴のインナーソールの第 1 表面に粘着剤層の第 1 の部分を押し、互い粘着させ、且つ、前記粘着剤層の第 2 部分にカバー層の第 1 の領域部を押し、互い粘着させる。

d. 機械の運転作業によって、靴のインナーソールに一つの接着表面を持たせることができる。即ち、係争中の機械は、「前記物体」(例えば、靴のインナーソール)に接着剤を付けることに用いられる。

③「剥離装置」について

234 特許の図面 2 と明細書の記載から、剥離装置 33 は巻き取りローラー 19、ガイドローラー 20 とプレート 21 を含む。

イ号物件における機械も巻き取りローラーとガイドローラーを有し、支持面の上において支持面と平行し、且つ支持面から所定の高さに位置するプレートを有しないが、支持面の末端にプレートと類似する板形状の物を有する。当該板形状の物の役割は、靴のインナーソールなどから薄膜を分離し、靴のインナーソールなどの物体の進行方向から、薄膜を反対方向へ方向転換し、一定の角度に折り曲げることができる。

本裁判所は、基本的に同じ方式で基本的に同じ機能を実現しているため、両者は均等であると判定する。

上記分析したように、イ号物件は 234 特許の請求項 1 における全ての技術的特徴を含むと本裁判所は認定し、イ号物件が原告の特許保護範囲に含まれると判定する。

中国特許法第 59 条の第 1 項と法積 (2009) 21 号) 第 7 条の第 1 項など関連法規によって、被告の特許侵害行為の差し止めを命じた 1 審判決を下した。

3. 4 中国最高裁の判決

一中国最高裁の 313 号判決

(1) ALC 社の控訴理由

ALC 社は主に 1 審判決における損害賠償金額の判定が低すぎて不服として、控訴した。

(2) 星耕社の控訴理由

星耕社はイ号物件が 234 特許の請求項 1 の保護範囲に入っていないとして、控訴した。

① イ号物件において、帯形状の物をインストールしていないので、「第 1 の帯」と「第 2 の帯」に関する技術特徴を有しない。

- ② イ号物件において、「前記物体」を含まないし、「前記物体」に関する技術特徴を有しない。
- ③ イ号物件において、「剥離装置」を含まないし、自動剥離の機能を有しない。

(3) 中国最高裁の313号判決

星耕社の控訴理由について、中国最高裁は以下のように判示した。

「第1の帯」、「第2の帯」と「前記物体」という構成要件は、234特許の請求項1の保護対象である機械の使用環境特徴である。

①使用環境特徴とは、請求項において発明が使用される背景または条件を限定する技術的な特徴である。

技術的な特徴によって限定した異なる具体的な特許の保護対象に従って、技術的な特徴は直接的に特許の保護対象自体と特許の保護対象自体ではないものを限定するとして区別することができる。

前者は特許の保護対象に関する構成、成分、材料などを直接的に限定する構成要件である。後者は特許の保護対象に関する使用の背景、条件、適用対象などを限定し、間接的に特許の保護対象を限定する構成要件であるので、“使用環境特徴”として定義されている。

通常、使用環境特徴は特許の保護対象に関する組み立ての位置、または接続構造という直接的に関係する構造の構成要件である。しかし、特許の保護が求められる発明の複雑さを鑑み、使用環境特徴は特許の保護対象に関する組み立ての位置、または接続構造という直接的に構造に関わる構成要件に限られない。

製品の請求項であれば、特許の保護対象に関する用途、適用対象、使い方などを限定する技術的な構成要件は、製品の構造を直接的に限定する役割を果たしていないが、使用環境特徴に属するものである。

②234特許の保護対象は「粘着剤層(12)を物体(22)の第一表面(24)につけるために用いる機械」であり、明細書の記載によれば、本発明の目的は、物体の表面に接着剤層を付ける機械を提供することである。当該機械は効率的、自動的、高速的なものであり、操作者が少ない操作で運転できるものであり、当該発明は操作者の高度的な安全性を保証するものである。

234特許の明細書と図面の記載から、当業者なら、本発明において特許の保護対象は機械であり、機械における第1の供給装置により「第1の帯」を供給し、第2の供給装置により「第2の帯」を供給し、且つ機械における剥離装置と協働し、「前記物体」の一表面に接着剤層を付けて、並び余った接着剤を除去する機能を実現できる。

当事者の双方は、234特許における「第1の帯」は接着テープに相当すること及び「第2の帯」は薄膜に相当することについて、認めている。

A. 「前記物体」という構成要件について

234特許の請求項1において、「前記物体は、前記第一表面(24)と対向する第2表面(25)を有し」という限定事項と明細書の記載から、実際には「前記物体」は二つの対向表面があれば十分なりえるものである。

「第1の帯」、「第2の帯」及び「前記物体」のいずれも「機械」本体の構成部品ではなく、「第1の帯」と「第2の帯」は機械が運転する際、必要な材料であり、「前記物体」は機械の加工対象である。特許の保護対象に関する用途、適用対象、使い方などを限定する技術的な構成要件に属し、使用環境特徴に属するものである。

B. オールエレメントの原則について

通常、使用環境特徴は、特許の保護対象が当該使用環境特徴に用いることができればなりえるものとして理解すべきである。特許の保護対象が必ず当該環境において使用されなければならないことまで求めている。

ALC社は公証手続きを経て、星耕社からイ号物件である機械設備及び接着テープと薄膜を購入し、技術の対比を通じて、イ号物件である機械設備の機械構造、装置と運転原理は234特許明細書における実施例の記載と同じであると主張した。234特許発明が実現しようとする機能、解決しようとする課題とも同じである。

星耕社は機械設備及び接着テープと薄膜と一緒に販売した事実に基づき、イ号物件である機械の用途と234特許発明とは一致しているという合理的な推定ができる。即ち、イ号物件である機械設備及び接着テープと薄膜とを共

同使用することによって、例えば靴のインナーソールという「前記物体」の表面に接着剤層を付けるのは、イ号物件である機械の合理的な商業用途である。

イ号物件である機械は「第1の帯」、「第2の帯」、「前記物体」などという使用環境において使用することができるし、対応する技術的な構成要件を有する。星耕社が「第1の帯」、「第2の帯」を機械に組み立てたか否か、「前記物体」を販売したか否かによって、イ号物件は234特許における技術的な構成要件を備えたことに影響しない。特許侵害の判定の際、技術的な構成要件の対比に関するオールエレメントの原則を満たしたものである。

C. 機能限定について

イ号物件は「剥離装置」という技術的な構成要件を有する。

234特許の請求項1において、「前記剥離装置(33)は前記物体(22)から前起カバー層(16)を除去し、前記接着剤層(12)の前記第2部分(27)と前起物体(22)とを分離する」という構成要件で限定された。

当該剥離装置の具体的な構成について、明細書における実施例において、作動方式などの説明を行った。従って、「剥離装置」は機能または効果で限定された機能的な構成要件であるので、明細書および図面に記載された当該機能または効果の具体的な実施形態、及びそれと均等する実施形態とを読み合わせて、当該技術的な構成要件の内容を確定しなければならない。

イ号物件における機械も巻き取りローラー、ガイドローラーと板形状の物などの部品を有し、その中において板形状の物の設置位置と234特許のプレート21の設置位置とは若干異なる。しかし、用途と効果は234特許の明細書および図面に記載された機能または効果と均等的な実施方式である。

従って、イ号物件は「剥離装置」という技術的な構成要件を有するものである。

中国最高裁はイ号物件が234特許の請求項1の保護範囲に入っていると判示し、星耕社の特許侵害行為の差し止めを命じた1審判決を維持した。

4. 中国最高裁の311号判決の考察

中国最高裁の311号判決は中国特許ZL201110309223.2(以下、223特許という)に関する特許権侵害訴訟事件の2審判決である。

223特許が中国最高裁の313号判決における234特許の分割出願であり、中国最高裁の311号判決に関する1審判決の原告と被告は中国最高裁の313号判決に関する1審判決の原告と被告とは同じである。

当該事件に関する主な経緯は以下の通りである。

4. 1 223特許について

223特許が234特許の分割出願であるので、明細書と図面は本稿の3.1.2節と3.1.3節とほぼ同じである。ALC社が有する223特許の請求項1は以下の通りである。

(1) 223特許の請求項1

【請求項1】粘着剤層(12)を物体(22)の第一表面(24)につけて、他の物体に粘着するために前記物体(22)において少なくとも一つの粘着表面を持たせる機械に用いる、第1の帯(30)と第2の帯(32)によって限定された一対の帯であって、前記物体(22)は、第2表面(25)を有し、前記機械は、前記第1の帯を供給するための第1の供給装置(11, 13)と、前記第2の帯を提供するための第2の供給装置(17, 18)と前記第1の供給装置(11, 13)との協働によって、前記第1の帯と第2の帯を押し合わせ、剥離装置(33)とを含み、前記第1の帯(30)はサポート層(15)とサポート層(15)がサポートする粘着剤層(12)を有し、前記粘着剤層(12)は前記物体(22)の前記第一表面(24)に接触する第1の部分(26)を有し、前記第2の帯(32)はカバー層(16)を有し、前記カバー層(16)と前記粘着剤層(12)との粘着力は前記サポート層(15)と前記粘着剤層(12)との粘着力より強く、前記カバー層(16)が前記物体(22)を完全に覆うことで、前記カバー層(16)の第1の領域部(28)を、前

記物体 (22) を囲む前記粘着剤層 (12) の第二部分 (27) に接触させ、且つ、前記カバー層 (16) の第2の領域部 (29) は前記物体 (22) の前記第2表面 (25) に接触する。

4. 2 被告の製品

原告 ALC 社が主張した星耕社のイ号物件と本稿第 3.2 節におけるものと同じである。

4. 3 223 特許侵害に関する 1 審判決

一 (2018) 浙 02 民初 952 号

(1) 原告 (ALC 社) の主張と被告 (星耕社) の反論

当該 1 審における原告 (ALC 社) の主張と被告 (星耕社) の反論の内容は、「一對の帯」に関する 223 特許の請求項 1 の部分を除き、(2018) 浙 02 民初 953 号における内容 (本稿第 3.3.1 節と第 3.3.2 節) とほぼ同じである。

被告 (星耕社) の反論の内容において、「一對の帯」に関する 223 特許の請求項 1 の部分は次の通りであり、イ号物件において、223 特許の請求項 1 における以下の構成要件を含まないと星耕社は反論した。

- ① 「粘着剤層 (12) を物体 (22) の第一表面 (24) につけて、他の物体に粘着するために前記物体 (22) において少なくとも一つの粘着表面を持たせる機械に用いる、第 1 の帯 (30) と第 2 の帯 (32) によって限定された一對の帯であって、前記物体 (22) は、第 2 表面 (25) を有し」
- ② 「前記機械は、前記第 1 の帯を供給するための第 1 の供給装置 (11, 13) と、前記第 2 の帯を提供するための第 2 の供給装置 (17, 18) と前記第 1 の供給装置 (11, 13) との協働によって、前記第 1 の帯と第 2 の帯を押し合わせ、剥離装置 (33) とを含み、」
- ③ 「前記第 1 の帯 (30) はサポート層 (15) とサポート層 (15) がサポートする粘着剤層 (12) を有し、前記粘着剤層 (12) は前記物体 (22) の前記第一表面 (24) に接触する第 1 の部分 (26) を有し」
- ④ 「前記第 2 の帯 (32) はカバー層 (16) を有し、前記カバー層 (16) と前記粘着剤層 (12) との粘着力は前記サポート層 (15) と前記粘着剤層 (12) との粘着力より強く、前記カバー層 (16) が前記物体 (22) を完全に覆うことで、前記カバー層 (16) の第 1 の領域部 (28) を、前記物体 (22) を囲む前記粘着剤層 (12) の第二部分 (27) に接触させ、且つ、前記カバー層 (16) の第 2 の領域部 (29) は前記物体 (22) の前記第 2 表面 (25) に接触する。」(当該構成要件について、本文において「粘着力」という構成要件という。)

(2) 1 審裁判所の判決

① 「前記物体」について

本裁判所は、ALC 社が公証手続きを経て購入した製品において、「前記物体」が含まれないということを考慮した。原告は自らインナーソール (前記物体に相当) を持ち込んで、イ号物件と対比した。

しかし、ALC 社は公証手続きを経て、星耕社から購入した薄膜と接着テープを星耕社から購入した機械設備に組み入れてから、ALC 社が自ら持ち込んだインナーソールを用いて、当該機械の運転作業によって、靴のインナーソールに一つの接着表面を持たせることができる。即ち、イ号製品は、「前記物体」(例えば、靴のインナーソール) に接着剤を付けることに用いられる。

② 「粘着力」という構成要件について

223 特許の請求項 1 における構成要件とイ号物件との間の関係を検証するために、複数回の比較実験を行った。当該検証の結果は以下の通りであった。

“ブレードを追加し、エアポンプを使用し、且つ同時に手動で補助する”ということをしない場合、靴のインナーソールの自動的な剥離を実現できない。

“ブレードを追加し、エアポンプを使用し、且つ同時に手動で補助する”ということをする場合、靴のインナーソールの剥離を時たま実現できるが、完全に自動的な剥離を実現できない。

複数回の比較実験の結果を鑑み、本裁判所は以下のように判定する。

イ号物件では手動で補助しないと、基本的に薄膜から靴のインナーソールを剥離できないので、イ号物件において、カバー層（16）と粘着剤層（12）との粘着力はサポート層（15）と粘着剤層（12）との粘着力より強いということとして認定し難い。

従って、イ号物件は「前記第2の帯（32）はカバー層（16）を有し、前記カバー層（16）と前記粘着剤層（12）との粘着力は前記サポート層（15）と前記粘着剤層（12）との粘着力より強く、」という223特許の請求項1における技術的な構成要件を含まない。

また、223特許に関する無効審判の審決第41169号によれば、223特許と先行技術文献との主な相違点は以下の通りである。

「前記第2の帯（32）はカバー層（16）を有し、前記カバー層（16）と前記粘着剤層（12）との粘着力は前記サポート層（15）と前記粘着剤層（12）との粘着力より強く、前記カバー層（16）が前記物体（22）を完全に覆うことで、前記カバー層（16）の第1の領域部（28）を、前記物体（22）を囲む前記粘着剤層（12）の第二部分（27）に接触させ、且つ、前記カバー層（16）の第2の領域部（29）は前記物体（22）の前記第2表面（25）に接触する。」

上記審決第41169号を考慮し、本裁判所は「前記第2の帯（32）はカバー層（16）を有し、前記カバー層（16）と前記粘着剤層（12）との粘着力は前記サポート層（15）と前記粘着剤層（12）との粘着力より強く」という223特許の請求項1における構成要件が先行技術文献との重要な相違点であると認定できる。イ号物件は当該構成を含まないので、223特許の請求項1の権利範囲に入っていない。

その故、1審裁判所はイ号物件が223特許を侵害していないという（2018）浙02民初952号判決とを下した。

4. 4 中国最高裁の判決

一中国最高裁の311号判決

（1）ALC社の控訴理由

イ号物件は「粘着力」という構成要件を含まないので、223特許の請求項1の権利範囲に入っていないという1審裁判所の判決に不服として、ALC社は2審裁判所である中国最高裁に控訴した。

（2）星耕社の反論

ALC社の控訴理由に対して、星耕社は（2018）浙02民初952号という1審判決の判決が正しいと主張した。

（3）中国最高裁の311号判決

ALC社の控訴理由について、中国最高裁は以下のように判示した。

①「粘着力」という構成要件について

223特許の請求項1において、「前記第2の帯（32）はカバー層（16）を有し、前記カバー層（16）と前記粘着剤層（12）との粘着力は前記サポート層（15）と前記粘着剤層（12）との粘着力より強く」という構成要件は「剥離装置（33）」という構成要件によって関連剥離機能を実現できる条件の一つである。

その上、中国最高裁は本稿の第3.4の（3）の②のC.節における第3段落から第4段落とほぼ同じ判定をした上、イ号物件において「剥離装置」という技術的な構成要件を有するものと判示した。

さらに、特許権侵害訴訟において、イ号物件に係争特許の請求項におけるオールエレメントを含む場合、イ号物件の品質、効果に関する欠陥があったとしてもその理由で、イ号物件は特許の保護範囲に入っていないと判定してはならないと判示した。

②「前記物体」という構成要件について

星耕社は、223特許の請求項1における「前記物体」を販売したことがないので、223特許の請求項1のオール

エレメントを実施していないと主張している。

本裁判所は、「前記物体」が223特許の請求項1の保護対象である一対の帯に対して使用環境特徴であるので、星耕社が「前記物体」を販売していないということによって、イ号物件が223特許におけるオールエレメントを実施したことに影響していないと判定する。

その上、中国最高裁は本稿の第3.4の(3)の②のB.節における第2段落から第3段落とほぼ同じ判定した上、以下のように判示した。

イ号物件である接着テープと薄膜は「前記物体」という使用環境において使用することができるので、イ号物件は対応する技術的な構成要件を有する。星耕社が「前記物体」を販売したか否かによって、イ号物件は223特許における技術的な構成要件を備えたことに影響しない。特許侵害の判定の際、技術的な構成要件の対比に関するオールエレメントの原則を満たしたものである。

従って、星耕社がイ号物件において、223特許の上記関連構成要件を有しないので、223特許の権利範囲に入っていないという主張は成立しない。その上、(2018)浙02民初952号という1審判決の判決において、これに関する判定の誤りがあるので、本裁判所は当該判決を取り消す。

5. 考察

本稿の第2.4節において、提起した課題①と②について上記中国最高裁の313号判決と311号判決を通じて以下のように考察する。

5. 1 課題①について

(1) 中国最高裁の313号判決において、機械である234特許の請求項1における消耗品と思われる「第1の帯」、「第2の帯」と「前記物体」について、中国最高裁は以下のような判旨を下した。

イ号物件である機械は、234特許の請求項1における「第1の帯」、「第2の帯」、「前記物体」という使用環境において使用することができるし、対応する技術的な構成要件を有する。

星耕社が「第1の帯」、「第2の帯」を機械に組み入れたか否か、「前記物体」を販売したか否かによって、イ号物件は234特許における技術的な構成要件を備えたことに影響しない。特許侵害の判定の際、技術的な構成要件の対比に関するオールエレメントの原則を満たしたものであると判示した。(本稿第3.4の(3)の②b.節の第4段落)

(2) 中国最高裁の311号判決において、一対の帯である223特許の請求項1における消耗品と思われる「前記物体」について、中国最高裁は以下のような判旨を下した。

イ号物件である接着テープと薄膜(一対の帯に相当するもの)は「前記物体」という使用環境において使用することができるので、イ号物件は対応する技術的な構成要件を有する。

星耕社が「前記物体」を販売したか否かによって、イ号物件は223特許における技術的な構成要件を備えたことに影響しない。特許侵害の判定の際、技術的な構成要件の対比に関するオールエレメントの原則を満たしたものであると判示した。(本稿第4.4の(3)の②節の第4段落)

5. 2 課題②について

中国最高裁の313号判決と311号判決によれば、請求項における使用環境の特徴について、イ号物件が当該使用環境の特徴において使用できると、イ号物件は当該使用環境の特徴を有するものという判旨を判示した。

6. 中国における特許の請求項を解釈する際の注意点

技術的な構成要件の対比に関するオールエレメントの原則に照らして、消耗品のエレメントを含む特許請求項に対して解釈する際、特許権者と事業者という利害関係が対立する立場によって、以下のようにそれぞれの注意点を検討すべきである。

6. 1 特許権者

特許権者が他社のイ号物件に関する情報を収集し、例えば、自社の特許請求項における構成要件 A が欠けているイ号物件を見つけた場合、自社特許の技術範囲が当該イ号物件を含まないという結論と判断する前に、以下のような使用環境の特徴に関する検討は必要である。

つまり、自社の特許請求項における当該構成要件 A（消耗品のエレメント）を使用環境の特徴として、イ号物件が使用されることは可能であるかどうかについて検討し、もし、当該イ号物件が当該構成要件 A を使用環境の特徴として使用可能な場合、当該イ号物件は自社の特許請求項における当該構成要件 A が欠けていても、オールエレメントの原則を満たす可能性がある。

6. 2 事業者

事業者が他社特許リスクを調査し、例えば、自社製品において他社の特許請求項における構成要件 A が欠けている場合、他社特許の技術範囲に自社製品が含まれないという結論と判断する前に、以下のような使用環境の特徴に関する検討は必要である。

つまり、他社の特許請求項における当該構成要件 A（消耗品のエレメント）は使用環境の特徴として、自社製品が使用されることが可能であるかどうかについて検討し、若し、自社製品が当該構成要件 A を使用環境の特徴として使用されることが可能である場合、自社製品が他社の特許請求項における当該構成要件 A が欠けていても、当該他社特許と抵触するリスクは存在する。

7. おわりに

消耗品に関するエレメントを含む請求項に対して、中国最高裁は 313 号判決と 311 号判決を通じて、特許請求項における複数の構成要件において、どの構成要件が使用環境の特徴として判定できるかという判定基準を判示しているため、これから中国において特許紛争が生じることを想定し、中国最高裁は 313 号判決と 311 号判決における判旨を生かすことを期待している。

(注)

(1) 小松 陽一郎、川端 さとみ「特許権の消尽に関する論点の日米比較」知財ふりずむ 2019 年 5 月 Vol.17 No.200

(2) 胡 春豊「中国における複数主体による特許権侵害に関する判決の新動向

— 「使用環境の構成要件の認定」に関する中国最高裁判決の考察」パテント 2015 Vol.68 No.11

(原稿受領 2025.9.12)